

地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書

公立・公的病院は、僻地における医療、救急・小児・周産期などの不採算部門の医療、高度・先進医療など重要な役割を担っています。こうした役割を担う公立・公的病院は厳しい経営を余儀なくされてきましたが、物価高騰の影響や人件費の増大などによって、より厳しい状況に置かれています。特に公立病院の経営は極めて深刻で、2023年度の公立病院の純損益は2,055億円の赤字です。また、公立・公的病院の医療従事者の人員確保も課題であり、賃上げに対応できなければ、必要な人員を確保できなくなることも危惧されます。

このような現状を放置すれば、必要な医療が提供できなくなり、守れるはずの命を守れなくなってしまう恐れがあります。

よって、国におかれましては、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 第1段階の対策として、公立・公的病院など、赤字の医療機関の経営を緊急的に支える補助金制度を速やかに創設し、第2段階の対策として、2024年度の損益収支が発表された後、必要であればさらなる対策を講じること。
- 2 全ての医療機関の赤字の状況や物価高、人件費高騰に対応するため、次期診療報酬改定で上記補助金制度の内容を取り込んだ上でプラス改定とすることに取り組むこと。
- 3 公立・公的病院が引き続き地域医療の要として機能を果たせるよう、一般会計からの繰り出し基準及び普通交付税や特別交付税の単価を引き上げる等、制度全体を見直すこと。
- 4 医療保険を使った医師偏在対策ではなく、都道府県や市町村の自主性を尊重する医師確保策を実行するほか、市町村や一部事務組合でも独自に基金を創設し、医師確保のための基金を拡充すること。
- 5 2024年の診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料や基本料引上げの効果を早期に検証し、看護師等のさらなる賃上げが可能となる制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月25日

北海道江別市議会

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣